

大阪府医師会母体保護法指定医師の指定基準細則

平12. 3. 21 制 定
平13. 7. 31 一部改定
平18. 2. 21 一部改定
平21. 12. 3 一部改定
平26. 1. 22 一部改定
令元. 7. 9 一部改定、令元. 10. 1 施行

1. 指定医師指定取得の申請、指定及び登録

(1) 指定取得の申請

本会母体保護法指定医師の指定基準（以下、指定基準という）第5項に基づき、指定医師の指定を申請するものは、所属郡市区等医師会を経由又は直接本会会長宛に下記の書類を添えて申請する。

- ① 指定医師指定申請書
- ② 履歴書
- ③ 日本産科婦人科学会専門医の場合は、「認定証」の写し
日本産科婦人科学会の専門医でなく、産婦人科の研修を3年以上受けたものは主任指導医の発行する「技術証明書」（原則として、分娩取扱件数100例以上、手術件数50例以上受けていること）
- ④ 誓約書
- ⑤ 研修症例実施報告書（付随様式）及び研修症例実施報告書証明書

(2) 指 定

指定医師の指定は書類審査及び面接をもって行う。

(3) 登 録

本会は、指定医師に登録番号を付与し登録する。なお、登録した指定医師には、指定証を交付する。

(4) 他県からの転入

他の都道府県において指定医師であった場合には、指定医師証の写しをもって技能の審査を省略することができる。

(5) 氏名変更届

指定医師が、氏名を変更した場合、速やかに所属郡市区等医師会を経由又は直接本会会長宛に、氏名変更届を提出しなければならない。本会は、これをもって当該指定医師の登録を変更する。

2. 設 備

(1) 指定基準第6項に規定する医療施設は、次の設備等の要件、もしくはそれに準じる要件を満たすものとする。

1) 医療施設が有床診療所もしくは病院の場合

- ① 手術台ないし手術に対応しうる内診台を備えること。
- ② 蘇生器具（例えば、アンビューバッグなど）を備えていること。
- ③ 転送電話、携帯電話等で24時間患者からの連絡に対応しうる体制を備えていること。

2) 医療施設が無床診療所の場合、上記に加えて次の要件を充たすこと。

- ④ 術後の回復のために適切な専用ベッドを有する回復室が確保されていること。
- ⑤ 常時回復室を観察しうる体制が確保されていること。

(2) 上記医療施設において、次により連携施設が確保されなければならない。

- ① 本会が必要と判断する場合
- ② 無床診療所である場合

(3) 連携施設の長は、当該医療施設の連携施設となった旨を書面で、本会会長に届け出るものとする。

(4) 連携施設は、指定基準6項の条件を充足するものとし、有床診療所もしくは病院でなければならない。

3. 設備指定の申請、指定及び登録

指定基準第7項に規定する設備指定の申請、指定及び登録に関して、次の通り定める。

(1) 設備指定取得の申請

指定基準第7項の設備指定の申請に必要な書類は、次の通りとする。

- ① 設備指定申請書
- ② 連携施設証明書（連携施設が必要な場合）
- ③ 指定証（新規指定の場合を除く）
- ④ 医療施設の平面図

但し、指定医師を有する医療施設において、新規申請を行う場合は、上記書類の一部を免除することがある。

(2) 指 定

設備指定は、書類審査をもって行う。但し、設備要件を充たしていることにつき、審査委員会委員による立入調査を行う場合がある。

(3) 登 録

設備指定を受けた医療施設は、指定医師の登録と一体となるものとして、登録する。

(4) 設備変更届

設備指定を受けた医療施設において、診療科目、病床数、産婦人科施設（分娩室、手術室）、産婦人科設備等に変更があった場合、所属郡市区等医師会を經由又は直接本会会長宛に設備変更届を提出しなければならない。

4. 指定の更新及び取消、並びに指定証の返納

(1) 指定医師の更新をしようとする者は、所属郡市区等医師会を經由又は直接本会会長宛に下記の書類を提出するものとする。

- ① 本会母体保護法指定医指定更新申請書
- ② 下記研修の受講を証明するもの

i) 母体保護法指定医師研修会参加証1枚

母体保護法指定医師研修会カリキュラム作成にあたっては以下の内容が含まれていること。

- 1) 生命倫理に関するもの
- 2) 母体保護法の趣旨と適正な運用に関するもの
- 3) 医療安全・救急処置に関するもの

ii) 日本産婦人科医会研修参加証6枚

- (2) 第5項に示す人工妊娠中絶手術の届出について更新までに必要な届出を行っていない場合には、指定の更新を保留又は取消することができる。
- (3) 審査委員会は、申請書に基づき、更新申請者が指定医師として更新することが適当か否かを審査する。
- (4) 更新申請者は、本会が定めた手数料を納付しなければならない。
- (5) 病気療養中、妊娠・分娩、留学、国内外出張等の理由により、更新の手続きを延期することができる。
- (6) 指定医師が、指定医師を辞退する場合、所属郡市区等医師会を經由又は直接本会会長宛に、指定証及び標証を添えて指定証返納届を提出するものとする。

5. 人工妊娠中絶実施報告書の届出

書類の届出は翌月10日までに本会を經由して大阪府知事に届けること。

- (1) 人工妊娠中絶を行った医師は、その月中の手術の実施報告票を各自で記載すること。なお、人工妊娠中絶の実施件数が0件の場合も必ず報告すること。
- (2) 医療施設の責任者は、各自の実施報告票をとりまとめ届けること。

6. 指定医師研修機関及び指定医師連携研修機関の申請、認定、登録、変更及び辞退

(1) 認定取得の申請

① 指定医師研修機関

指定基準第4項に基づき、指定医師研修機関の認定を申請する医療機関の長は、本会会長宛に指定

医師研修機関申請書を提出するものとする。

② 指定医師連携研修機関

指定基準第4項に基づき、指定医師連携研修機関の認定を申請する医療機関の長は、本会会長宛に指定医師連携研修機関申請書を提出するものとする。

(2) 認定

指定医師研修機関及び指定医師連携研修機関の認定は書類審査をもって行う。

(3) 登録

本会は、指定医師研修機関及び指定医師連携研修機関に登録番号を付与し登録するとともに、認定証を交付する。

(4) 変更

指定医師研修機関及び指定医師連携研修機関において、主任指導医に変更があった場合、主任指導医師・指導医師変更届を提出しなければならない。

また、指定医師研修機関において指導医に変更があった場合も同様とする。

(5) 辞退

指定医師研修機関及び指定医師連携研修機関が認定を辞退する場合、本会会長宛に、認定証を添えて届け出なければならない。

7. 母体保護法指定医審査委員会

指定基準第12項に規定する審査委員会の委員は、11名とし、下記の構成とする。

① 在阪五大学の各産婦人科教授もしくはそれに準ずる職にある委員 5名

② 大阪産婦人科医会から推薦された委員 3名

③ その他本会が適任と認めた委員 3名

8. 不服審査委員会

(1) 指定基準第13項に規定する不服審査委員会の委員は、7名とし、下記の構成とする。

① 医師である委員 4名

② 医師でない委員 3名

(2) 第2号の委員中1名は、弁護士資格を有する法律家とする。

(3) 不服審査委員会の設置要綱については、別途定める。

9. 指定基準細則の改廃について

指定基準細則の改廃については、本会理事会の議を経なければならない。

附 則

(1) 令和元7月9日改定は、同年10月1日から施行する。